

## 青森大学における公的研究費の取り扱いに関する基本方針

青森大学（以下「本学」という。）では科学研究費補助金等公的研究費の取り扱いに関し、最高管理責任者である学長が自ら研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日改正、文部科学大臣決定）の趣旨及び規定される内容に基づき、本学における適正な公的研究費の管理運営のため必要な規範・規程等を定め、体系的に不正防止に資する組織の構築及び必要な業務の運用等を総督する。また、最高管理責任者は研究費不正根絶への強い決意をもって不正防止対策を実効性のあるものとするため、本学附属総合研究所所長を不正防止計画推進部署の責任者と任命し本学の不正防止に係る規程、規則等の整備・管理・運用を統括させ（PDCAサイクル及びコンプライアンス教育資料の策定等を含む）、経営戦略局長を統括管理責任者に任命し前掲の規程や規則等に基づく適切な公的研究費の運営・管理の実務を統括させ、コンプライアンス推進責任者（各学部は学部長、附属総合研究所は所長、その他の部署及び非常勤講師等は経営戦略局長）を任命し各部署におけるコンプライアンス教育を徹底し、大学組織全体の不正防止対策を実効性のあるものとする適正な取り組みを担保する。適正な取り組みは、1）科研費等公的研究費の取り扱いに関する責任体制の明確化、2）適正な運営・管理の環境整備、3）不正要因の把

握と不正防止計画の策定・実施、4) 研究費の適正な運営・管理活動、5) 情報発信・共有化の推進、6) 適切なモニタリングの実施に係る必要事項等、7) 配分機関である文部科学省からの通知・通達等への対処、8) 不正があった場合の配分機関である文部科学省からの指示等への適切な応答を含む包括的対処、等とする。更に、最高管理責任者は、本学において上記の取り組み等に基づいた適正な公的研究費の管理運営が実施されていることを確認し、その状況及び対処方策等に関して幹事に説明し意見を求め、理事会における審議を主導する。

平成 19 年 11 月 14 日策定

平成 26 年 10 月 1 日改定

平成 27 年 2 月 16 日改定

令和 3 年 11 月 24 日改定

令和 4 年 2 月 24 日改定

最高管理責任者 青森大学学長 金井一頼